

報告第 28 号

小城市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱及び小
城市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部改正につい
て

このことについて、別紙のとおり報告する。

平成 26 年 11 月 26 日

小城市教育委員会 教育長 今村 統嘉

報告理由

母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、小城市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱及び小城市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正しましたので報告します。

小城市告示第 96 号

小城市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱及び小城市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する告示

(小城市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部改正)

第 1 条 小城市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱(平成 17 年小城市告示第 202 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「第 17 条に定める」を「第 6 条第 6 項に規定する」に改める。

第 8 条中「母子自立支援員等」を「母子・父子自立支援員等」に改める。

(小城市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部改正)

第 2 条 小城市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱(平成 20 年小城市告示第 75 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「第 17 条に定める」を「第 6 条第 6 項に規定する」に改める。

第 10 条中「母子自立支援員等」を「母子・父子自立支援員等」に改める。

附 則

この告示は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

小城市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱(平成17年小城市告示第202号)新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>小城市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(支給対象者)</p> <p>第3条 この事業の支給対象者は、母子家庭の母又は父子家庭の父(母子及び <u> </u> 寡婦福祉法(昭和39年法律第129号) <u> </u> 第17条に定める配偶者のない者で現に児童を扶養しているものをいう。)であって、次の受給要件の全てを満たし、市内に住所を有する者(以下「母子家庭の母等」という。)とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>第4条～第7条 (略)</p> <p>(受給要件の審査)</p> <p>第8条 市長は、指定申請書を受理した場合、<u>母子 </u> 自立支援員等で構成する審査会を開催して受給要件等の審査を行い、対象講座の指定の可否の決定を行うものとする。</p> <p>第9条～第13条 (略)</p> <p>別紙様式 (略)</p>	<p>小城市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(支給対象者)</p> <p>第3条 この事業の支給対象者は、母子家庭の母又は父子家庭の父(母子及び <u>父子並びに</u> 寡婦福祉法(昭和39年法律第129号) <u>第6条第6項に規定する</u> 配偶者のない者で現に児童を扶養しているものをいう。)であって、次の受給要件の全てを満たし、市内に住所を有する者(以下「母子家庭の母等」という。)とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>第4条～第7条 (略)</p> <p>(受給要件の審査)</p> <p>第8条 市長は、指定申請書を受理した場合、<u>母子・父子自立支援員等</u>で構成する審査会を開催して受給要件等の審査を行い、対象講座の指定の可否の決定を行うものとする。</p> <p>第9条～第13条 (略)</p> <p>別紙様式 (略)</p>

小城市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱(平成20年小城市告示第75号)新旧対照表

現行	改正後(案)
<p style="text-align: center;">小城市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱</p> <p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(対象者)</p> <p>第4条 この事業の対象者は、訓練促進給付金にあっては養成機関(通信教育によるものは、通学制を原則とする観点から、養成機関が遠隔地にあるため通学が困難な場合等、特にやむを得ない場合に限る。)において修業を開始した日(以下「修業開始日」という。)以後において、修了支援給付金にあっては養成機関における修業開始日及び当該養成機関におけるカリキュラムを修了した日(以下「修了日」という。)において、次の要件の全てを満たす母子家庭の母又は父子家庭の父(母子及び <u>寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第17条に定める</u> 配偶者のない者で現に児童を扶養している者をいう。以下同じ。)(以下「母子家庭の母等」という。)であって、就職を容易にするために必要な資格として市長が定める資格(以下「対象資格」という。)を取得するために修業している者(父子家庭の父については、平成25年4月1日以降に修業を開始した者をいう。)とする。ただし、市内に住所を有する者に限る。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>第5条～第9条 (略)</p>	<p style="text-align: center;">小城市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱</p> <p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(対象者)</p> <p>第4条 この事業の対象者は、訓練促進給付金にあっては養成機関(通信教育によるものは、通学制を原則とする観点から、養成機関が遠隔地にあるため通学が困難な場合等、特にやむを得ない場合に限る。)において修業を開始した日(以下「修業開始日」という。)以後において、修了支援給付金にあっては養成機関における修業開始日及び当該養成機関におけるカリキュラムを修了した日(以下「修了日」という。)において、次の要件の全てを満たす母子家庭の母又は父子家庭の父(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している者をいう。以下同じ。)(以下「母子家庭の母等」という。)であって、就職を容易にするために必要な資格として市長が定める資格(以下「対象資格」という。)を取得するために修業している者(父子家庭の父については、平成25年4月1日以降に修業を開始した者をいう。)とする。ただし、市内に住所を有する者に限る。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>第5条～第9条 (略)</p>

(受給要件の審査)

第10条 市長は、支給申請書を受理したときは、母子 自立支援員
等で構成する審査会を開催して、受給要件等の審査を行うものとする。

第11条～第17条 (略)

別紙様式 (略)

(受給要件の審査)

第10条 市長は、支給申請書を受理したときは、母子・父子自立支援員
等で構成する審査会を開催して、受給要件等の審査を行うものとする。

第11条～第17条 (略)

別紙様式 (略)